

第1章 調査の概要

1 調査の目的・対象者・方法など

(1) 調査の目的

広島県では、すべての子供が夢を育むことができる社会づくりに向け、子供たちの未来を応援する施策の在り方を検討するため、県内全市町と連携して、県全体の子供の生活実態や学習環境などに関する調査を実施しました。

(2) 調査の対象者・方法など

本調査は、県内の小学校・中学校（公立，私立，国立）に通う小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、平成29年7～11月に実施しました。

調査の実施主体は県ですが、次の8市町の市立・町立の小学校・中学校についてはそれぞれの市町が実施主体となっています。

広島市，呉市，三原市，福山市，府中市，庄原市，安芸高田市，府中町

調査方法については、次のとおりです。

実施主体	調査の方法など
広島県	[抽出方法] 県内市立・県立・私立・国立の小学校5年生及び中学校2年生より，各小学校・中学校にて原則として各1組を抽出 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
広島市	[抽出方法] 市内在住の小学校5年生・中学2年生を対象に無作為抽出 [配布・回収方法] 郵送回収
呉市	[抽出方法] 市立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
三原市	[抽出方法] 市立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
福山市	[抽出方法] 市立の小学校（78校）・中学校（35校）より抽出した小学校（26校）・中学校（14校）の小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
府中市	[抽出方法] 市立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
庄原市	[抽出方法] 市立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
安芸高田市	[抽出方法] 市立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収
府中町	[抽出方法] 町立小学校5年生・中学校2年生全員 [配布・回収方法] 小学校・中学校を通じて配布・回収

2 配布・回収状況

実施主体	調査対象区分		配布数 (票)	有効回収数 (票)	有効回答率 (%)
広島県	小学校5年生	子 供	4,193	3,289	78.4
		保護者	4,193	3,294	78.6
	中学校2年生	子 供	3,788	2,823	74.5
		保護者	3,788	2,840	75.0
広島市	小学校5年生	子 供	4,000	1,313	32.8
		保護者	4,000	1,320	33.0
	中学校2年生	子 供	4,000	1,274	31.9
		保護者	4,000	1,289	32.2
呉市	小学校5年生	子 供	1,678	1,415	84.3
		保護者	1,678	1,483	88.4
	中学校2年生	子 供	1,697	1,398	82.4
		保護者	1,697	1,393	82.1
三原市	小学校5年生	子 供	730	631	86.4
		保護者	730	631	86.4
	中学校2年生	子 供	741	541	73.0
		保護者	741	533	71.9
福山市	小学校5年生	子 供	1,502	1,326	88.3
		保護者	1,502	1,324	88.1
	中学校2年生	子 供	1,554	1,288	82.9
		保護者	1,554	1,281	82.4
府中市	小学校5年生	子 供	350	303	86.6
		保護者	350	297	84.9
	中学校2年生	子 供	350	218	62.3
		保護者	350	220	62.9
庄原市	小学校5年生	子 供	266	255	95.9
		保護者	266	246	92.5
	中学校2年生	子 供	288	249	86.5
		保護者	288	245	85.1
安芸高田市	小学校5年生	子 供	230	184	80.0
		保護者	230	193	83.9
	中学校2年生	子 供	231	180	77.9
		保護者	231	177	76.6
府中町	小学校5年生	子 供	469	435	92.8
		保護者	469	434	92.5
	中学校2年生	子 供	404	316	78.2
		保護者	404	317	78.5
合 計	小学校5年生	子 供	13,418	9,151	68.2
		保護者	13,418	9,222	68.7
	中学校2年生	子 供	13,053	8,287	63.5
		保護者	13,053	8,295	63.5

3 集計方法

- 本資料の「第2章」以降の集計については、自治体、年齢層、性別の回収率の違いを調整するための統計的な処理に基づく集計（ウエイト付き集計）となっています。
- 本資料における集計値は、回収された調査票への記載情報に基づくものであり、既存の公的統計データと一致するものではありません。
- 本資料では、クロス集計に関して、 χ 二乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定しています。

[**] 集計結果が1%水準で有意である場合

[*] 集計結果が5%水準で有意である場合

[] 集計結果が有意でない場合

- 検定不能の場合

例：1%水準で有意であるとは、図表で示している項目の間に統計的に差が無い確率が1%未満であり、差があるといって問題がない、という意味を表す。

- 上記の検定結果については、掲載グラフのタイトル部分に記載しており、2つの結果が併記されている場合については、前者が小学校5年生の集計に関する検定結果、後者が中学校2年生の集計に関する検定結果となっています。
- 生活困難層、非生活困難層を判定するための設問が無回答の場合、判定不能としたものがあるため、生活困難層、非生活困難層の合計は全体数とは一致しません。
- 設問に応じ、S A (Single Answer：単数回答)、M A (Multi Answer：複数回答)、N A (Numerical Answer：数量回答)、F A (Free Answer：自由回答)の別を示しています。
- 単数回答の設問などにおいて、図表中の各項目の比率を四捨五入表示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問においては、図表中の各項目の比率の合計値が100%を超える場合があります。
- 文章または図表において、選択肢などの表現をわかりやすく修正ないし一部省略している場合があります。

※なお、調査票の設問ごとの集計表を県ホームページに掲載しています。

4 回答者の基本属性

(1) 小学校5年生

小学校5年生票の回答者の属性は次のとおりです。

回答した子供の性別は、「男子」47.7%、「女子」47.9%となっています。

回答した保護者について、子供との続柄は「母親」が最も多く89.4%を占め、次いで「父親」が9.1%、また、年齢については「40～49歳」が55.7%、「39歳以下」が37.1%などとなっています。

図表1-1 子供の性別（小学校5年生） (人)

合計	男子	女子	答えたくない	無回答
9,151	4,363	4,383	75	330
100.0%	47.7%	47.9%	0.8%	3.6%

図表1-2 保護者の子供との続柄（小学校5年生） (人)

合計	父親	母親	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他	施設職員	無回答
9,222	835	8,244	9	32	9	5	13	75
100.0%	9.1%	89.4%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%

図表1-3 保護者の年齢（小学校5年生） (人)

合計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60歳以上	無回答
9,222	3,417	5,134	307	45	319
100.0%	37.1%	55.7%	3.3%	0.5%	3.5%

図表1-4 保護者の居住地（小学校5年生） (人)

合計	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市
9,222	1,478	1,489	159	663	573	1,397	296	261
100.0%	16.0%	16.1%	1.7%	7.2%	6.2%	15.1%	3.2%	2.8%
	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町
	236	87	751	419	193	114	442	122
	2.6%	0.9%	8.1%	4.5%	2.1%	1.2%	4.8%	1.3%
	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町	広島県外
	96	58	29	125	42	93	48	6
	1.0%	0.6%	0.3%	1.4%	0.5%	1.0%	0.5%	0.1%
	無回答							
	45							
	0.5%							

(2) 中学校2年生

中学校2年生票の回答者の属性は次のとおりです。

回答した子供の性別は、「男子」46.1%、「女子」49.4%となっています。

回答した保護者について、子供との続柄は「母親」が最も多く88.7%を占め、次いで「父親」が9.5%、また、年齢については「40～49歳」が68.8%、「39歳以下」が18.3%などとなっています。

図表1-5 子供の性別（中学校2年生） (人)

合計	男子	女子	答えたくない	無回答
8,287	3,822	4,094	113	258
100.0%	46.1%	49.4%	1.4%	3.1%

図表1-6 保護者の子供との続柄（中学校2年生） (人)

合計	父親	母親	祖父	祖母	兄弟姉妹	その他	施設職員	無回答
8,295	786	7,361	5	55	5	10	18	55
100.0%	9.5%	88.7%	0.1%	0.7%	0.1%	0.1%	0.2%	0.7%

図表1-7 保護者の年齢（中学校2年生） (人)

合計	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60歳以上	無回答
8,295	1,520	5,706	707	76	286
100.0%	18.3%	68.8%	8.5%	0.9%	3.4%

図表1-8 保護者の居住地（中学校2年生） (人)

合計	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市
8,295	1,703	1,448	107	588	438	1,415	224	222
100.0%	20.5%	17.5%	1.3%	7.1%	5.3%	17.1%	2.7%	2.7%
	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町
	242	78	447	262	185	84	341	62
	2.9%	0.9%	5.4%	3.2%	2.2%	1.0%	4.1%	0.7%
	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町	広島県外
	55	33	36	101	38	71	43	26
	0.7%	0.4%	0.4%	1.2%	0.5%	0.9%	0.5%	0.3%
	無回答							
	46							
	0.6%							

5 「生活状態」について

(1) 本調査における「生活困難」とは

本調査では、子供の生活における「生活困難」を、3つの要素から考えました。

- ① 低所得
- ② 家計の逼迫
- ③ 子供の体験や所有物の欠如

「①低所得」は、先進諸国の貧困の測定に最も一般的に用いられ、厚生労働省も用いている指標ですが、本調査においては、自記式の質問紙調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られています。そこで、所得データを補完するために、「② 家計の逼迫」と「③ 子供の体験や所有物の欠如」に用いられている物質的剥奪指標を用います。物質的剥奪指標は、所得データによる貧困率と一緒に用いることで、貧困の測定の精緻化が可能であることが欧州連合などを始め国内外の研究より判明しています。

以下にそれぞれの詳細な定義を示します。

① 低所得

世帯所得（勤労収入、事業収入など+社会保障給付）を世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準*未満の世帯を、「低所得」と定義します。なお、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（13.9%）と比較できません。

*：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」（所得は平成27年値）の世帯所得の中央値（428万円）を、平均世帯人数（2.47人）の平方根で除した値の50%である136.2万円

② 家計の逼迫

「家計の逼迫」は、経済的な制約を子供に課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや、心身的健康状態の悪化を通して子供に悪影響をもたらす可能性があると言われています。そこで、家計の逼迫を、家計の中で大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義します。具体的には、保護者票において過去1年間に、経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」とあると定義します。

③ 子供の体験や所有物の欠如

上記①と②は、世帯全体の生活困難を表しますが、子供自身の生活困難を表す指標として、「子供の体験や所有物の欠如」を用います。ここで用いられる子供の体験や所有物とは、日本社会において、大多数の子供が一般的に享受していると考えられる経験や物品です。

具体的には、保護者票において過去1年間において、「海水浴に行く」、「博物館・科学館・美術館などに行く」、「キャンプやバーベキューに行く」、「スポーツ観戦や劇場に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」ことが「経済的にできない」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」、「習いごと（音楽、スポーツ、習字など）に通わせる」、「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」、「お誕生日のお祝いをする」、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが「経済的にできない」、または「子供の年齢に合った本」、「子供用のスポーツ用品・おもちゃ」、「子供が自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全15項目）です。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子供の体験や所有物の欠如」の状態にあると定義します。

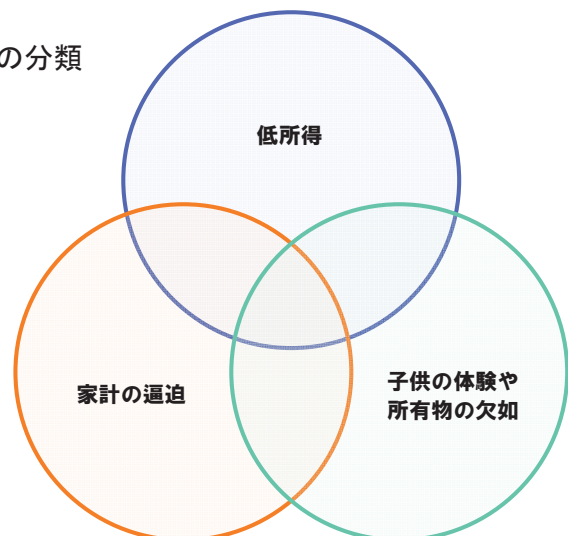
また、これら3つの要素に基づいて「生活困難層」などを以下のように分類しました。

◆ 3つの要素

① 低所得	③ 子供の体験や所有物の欠如
<p>等価世帯所得が厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p><低所得基準> 世帯所得の中央値 428万円 ÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数 (2.47人)} \times 50\%}$ = 136.2万円</p>	<p>子供の体験や所有物などに関する次の15項目のうち、<u>経済的な理由</u>で、欠如している項目が3つ以上該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習いごと（音楽、スポーツ、習字など）に通わせる 9 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう） 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子供の年齢に合った本 14 子供用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子供が自宅で宿題をすることができる場所
② 家計の逼迫	
<p><u>経済的な理由</u>で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった 	

◆ 生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層の分類

生活困難層	生活困窮層＋周辺層
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない



(2) 生活困難層の割合

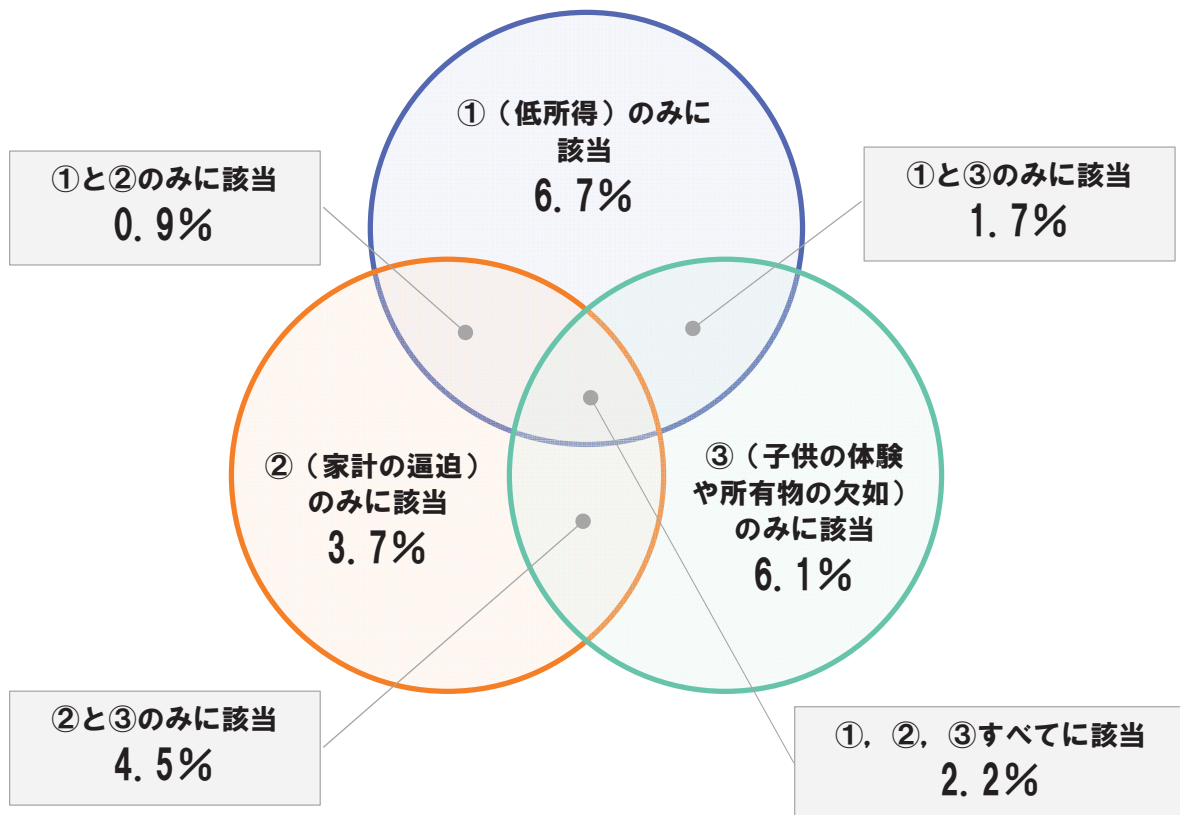
「低所得」や「家計の逼迫」、 「子供の体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる家庭が小学校5年生では9.3%、中学校2年生では9.6%、また、いずれか1つに該当するその周辺層までを含めた生活困難層にあると思われる家庭は小学校5年生では25.7%、中学校2年生では27.8%となっています。

図表 1-9 生活困難層の割合

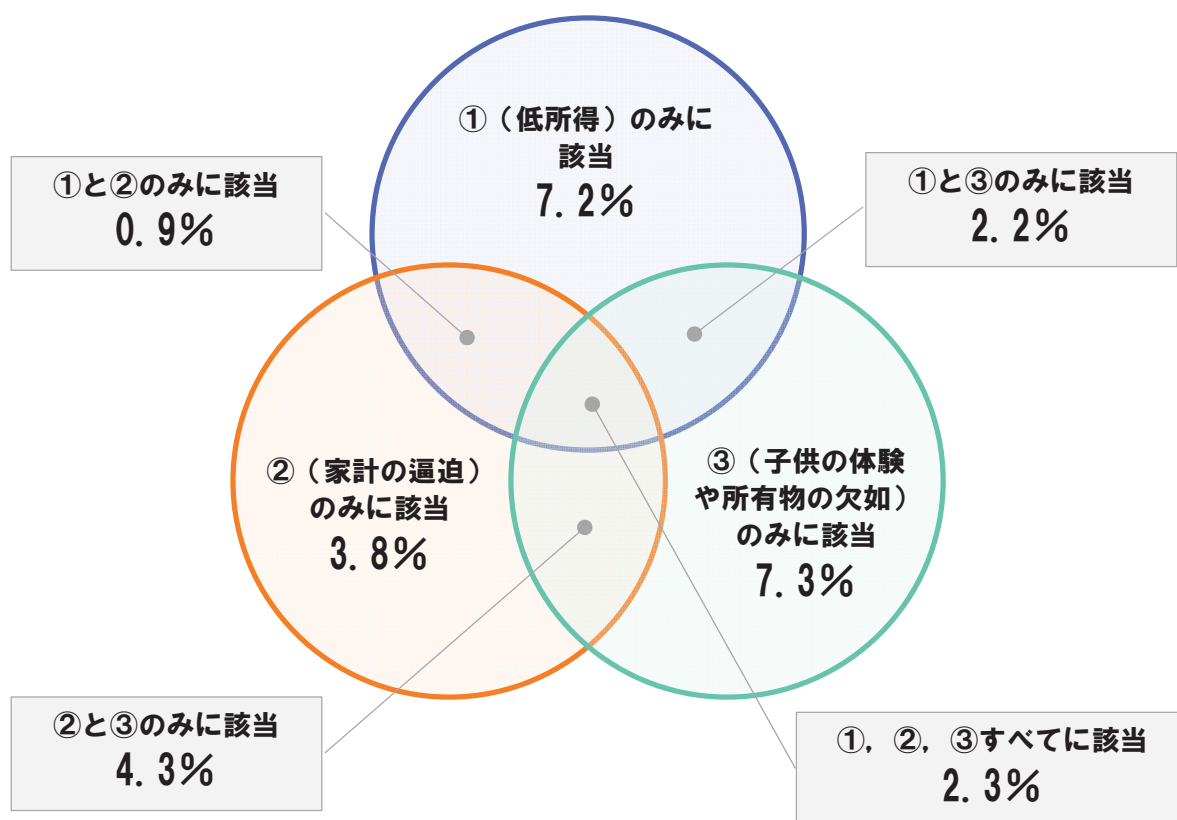
区 分	小学校5年生	中学校2年生
生活困難層	25.7%	27.8%
生活困窮層	9.3%	9.6%
周 辺 層	16.4%	18.2%
非生活困難層	74.3%	72.2%

※端数処理の関係で、内訳の合計と合わない場合があります。

図表 1-10 生活困難層の内訳（小学校5年生の家庭の場合）



図表 1-11 生活困難層の内訳（中学校 2 年生の家庭の場合）



（3）生活困難層の分布

生活困難層の状況を世帯構成別に見ると、ふたり親の家庭に比べてひとり親の家庭で生活困窮層が多く、小学校 5 年生ではひとり親家庭の 29.8%，また、中学校 2 年生ではひとり親家庭の 28.9% がそれぞれ生活困窮層となっています。

図表 1-12 生活困難層の分布

区分			ふたり親の家庭	ひとり親の家庭
生活困難層	生活困窮層	小学校 5 年生	6.8%	29.8%
		中学校 2 年生	6.7%	28.9%
	周辺層	小学校 5 年生	14.8%	30.0%
		中学校 2 年生	16.4%	31.0%
非生活困難層	小学校 5 年生	78.4%	40.3%	
	中学校 2 年生	76.8%	40.1%	